

自転車の交通規則と基本的な心構え

	解答	解説
問 1	3	横断歩道に歩行者用信号機がある場合は、歩行者用信号機に従う。
問 2	2	右折する場合は、事前にできるだけ道路の左端に寄り、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、そこで止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進行する。
問 3	2	歩行者に注意を払うだけでなく、徐行しなければならない。
問 4	1	歩道を通行できる場合を除いて、自転車は車道を走るのが原則である。
問 5	1	左側の路側帯しか通行できない。 右側の路側帯を通行したときは、通行区分違反（「危険行為」）に該当する。
問 6	2	遮断機が閉じようとし、閉じている間、又は警報器が鳴っている間に立入る行為のいずれもが遮断機立入り違反に当たる。
問 7	3	必ず一時停止しなければならない。 停止線がない場合は、踏切の直前で停止して安全を確かめる。
問 8	2	歩行者の有無に関係なく、優先道路に出るときは必ず徐行しなければならない。
問 9	3	信号機のない交差点で右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。
問 10	2	徐行すればよく、一時停止までは義務付けていない。（一時停止標識があるときを除く）
問 11	3	「危険行為」に当たる。
問 12	3	違反であり、「危険行為」（指定場所一時不停止等）に当たる。
問 13	2	児童とは「6歳以上13歳未満」のものをいう。
問 14	2	徐行ではなく、一時停止しなければならない。
問 15	1	車体の大きさは、長さ190cm以内及び幅60cm以内である。 いわゆるペロタクシー（屋根付き自転車）、タンDEM自転車（二人乗りなど）は自転車に区分されるが「普通自転車」ではない。
問 16	3	前輪と後輪の両方に備えていなければ違反になる。
問 17	3	後輪のうち片方しか制動しないブレーキは、基準に適合しないことになる。
問 18	3	お酒を飲んで車両を運転することは法律で禁じられている。 お酒を飲んだらその量に関係なく自転車を運転することはできない。
問 19	2	違反ではあるが、直ちに危険行為には当たらない。 同違反をして事故を起こした場合は、安全運転義務違反（危険行為）に当たることがある。
問 20	2	歩道は、法17条4項、法18条1項が適用されないので、指定通行分内ではどの部分を通行してもよい。
問 21	3	歩道は歩行者の通行の用に供するためのものである。
問 22	2	道路の片側にのみに自転車道がある場合も、自転車道を通行しなければならない。
問 23	3	徐行の義務はない。
問 24	2	徐行ではなく、自転車から降りて渡らなければならない。
問 25	1	通行区分の規制から自転車は除外されるので、左折レーンの左側端を通行するのが正しい。
問 26	3	左側の幅員が6メートルに満たない道路。 なお、2、3の場合は、はみ出し方をできるだけ少なくしなければならない。
問 27	2	標識によって指定された場所や区間以外では、警音器を鳴らしてはならない。（ただし、危険防止上やむを得ないときは、この限りでない。）
問 28	2	幼児2人同乗用自転車であれば、小学校就学始期に達するまでの者2人を乗せることができるが、更に幼児（6歳未満の者）1人を背負って運転することはできない。
問 29	2	昼間でも視界が50メートル以下のトンネルや濃霧などの中を通行するときは、夜間と同様の義務がある。
問 30	3	使用するときはその都度行うのが「日常点検」、自転車各部の機能を日常点検よりも詳しく調べるのが「定期点検」である。